

# 生活困窮者自立支援法案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものとすること。（第一条関係）

### 二 定義

#### 1 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうものとすること。（第二条第一項関係）

#### 2 生活困窮者自立相談支援事業

次に掲げる事業をいうものとすること。（第二条第二項関係）

(一) 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供

## 及び助言を行う事業

(二) 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあつせんを行う事業

(三) 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の内容等を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等を行う事業

### 3 生活困窮者居住確保給付金

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となつたものであつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいうものとすること。（第二条第三項関係）

### 4 生活困窮者就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、一定の期間内に限り、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいうものとすること。

(第二条第四項関係)

5 生活困窮者一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、一定の期間内に限り宿泊場所の供与、食事の提供等を行う事業をいうものとすること。（第二条第五項関係）

6 生活困窮者家計相談支援事業

生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいうものとすること。（第二条第六項関係）

三 市及び福祉事務所を設置する町村等の責務

1 市及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）及び都道府県は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有するものとすること。（第三条第一

## 項及び第二項関係)

2 都道府県は、市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者居住確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有するものとすること。（第三条第二項関係）

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者居住確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならぬるものとすること。（第三条第三項関係）

## 第二 都道府県等による支援の実施

### 一 生活困窮者自立相談支援事業

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとすること。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。（第四

## 条関係)

### 二 生活困窮者住居確保給付金の支給

都道府県等は、その所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第一の二の3に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとすること。（第五条

### 第一項関係）

### 三 生活困窮者就労準備支援事業等

都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができるものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとすること。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。（第六条関係）

### 四 市等及び都道府県の支弁

市等及び都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業等の実施に要する費用並びに生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用は、市等及び都道府県の支弁とするものとすること。（第七条及び第八条関係）

## 五 国の負担及び補助

1 国は、次に掲げるものの四分の三を負担するものとすること。（第九条第一項関係）

(一) 市等及び都道府県が支弁する生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用のうち当該市等（

都道府県においては、当該都道府県設置する福祉事務所の所管区域内の町村とする。）における人口、被保護者の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した額

(二) 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができるものとすること。（第九条

### 第二項関係

(一) 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の三分の二以内

(二) 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業の実施に要する費用の二分の一以内

### 第三 生活困窮者就労訓練事業の認定

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとし、都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が当該基準に適合していると認めるとときは、その認定をするものとすること。また、都道府県知事は当該認定に係る生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者訓練事業」という。）が基準に適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとすること。（第十条関係）

## 第四 雜則

## 一 雇用の機会の確保

1 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう相互に連絡し、及び協力するものとすること。（第十一条第二項関係）

2 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法等の方法により提供するものとすること。（第十一条第四項関係）

## 二 不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により生活困窮者居住確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者居住確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとすること。（第十二条第一項関係）

## 三 受給権の保護

生活困窮者居住確保給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが

できないものとすること。（第十三条関係）

#### 四 公課の禁止

租税その他の公課は、生活困窮者居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとすること。（第十四条関係）

#### 五 報告等

1 都道府県等は、生活困窮者居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者居確保給付金の支給を受ける生活困窮者又は生活困窮者であつた者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させができるものとすること。

（第十五条第一項関係）

2 都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行つていた者に対し、報告を求めることができるものとすること。（第十五条第二項関係）

#### 六 資料の提供等

1 都道府県等は、生活困窮者居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困

窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるとときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができるものとすること。（第十六条第一項関係）

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるとときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に、当該住宅の状況につき、報告を求めるができるものとすること。（第十六条第二項関係）

## 七 大都市等の特例

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市が処理するものとすること。（第十八条関係）

## 第五 罰則

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者等に対し、所要の罰則を科すものとすること。（第二十条から第二十三条まで関係）

## 第六 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行するものとすること。ただし、一部の規定については、公布の日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

### 二 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第二条関係）

### 三 経過措置等

この法律に施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三条から附則第十一条まで関係）